

謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

会員の皆様はじめ関係者の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、当会にとりまして大きな変革の年となりました。

4月に公益法人制度改革に伴い財団法人から一般財団法人へと改編を行い新たなスタートを切りました。

その直後の6月に予想だにしなかつた小川榮一会長が急死

なされ、心の準備もできぬまま7月2日付けで会長に就任したわけです。

暗中模索のなか各種事業を無事遂行できましたことはひとえに会員はじめ関係者の皆様のご協力・ご支援によるものと改めて御礼申し上げます。

そのような中にあって、障害者総合支援法をはじめ障害者虐待防止法、障害者優先調達推進法が施行され、また障害者差別解消法が成立、更に権利条約が参議院本会議で承認されるなど私たち障害者を取り巻く環境も大きく変わろうとしております。

私たち障害者団体もこれらの変化を的確に把握し、新たな課題等に取り組む必要があり、さらに「障害者だからこそ解る」ことを身近な栃身連や日身連と協働して関係機関等に発信していく必要も一段

なされ、心の準備もできぬまま7月2日付けで会長に就任したわけです。

暗中模索のなか各種事業を無事遂行できましたことはひとえに会員はじめ関係者の皆様のご協力・ご支援によるものと改めて御礼申し上げます。

そのような中にあって、障害者虐待防止法をはじめ障害者虐待防止法、障害者優先調達推進法が施行され、また障害者差別解消法が成立、更に権利条約が参議院本会議で承認されるなど私たち障害者を取り巻く環境も大きく変わろうとしております。

新しい年を迎えて、役職員一同心新たに障害者福祉の向上に努めてまいりますので、会員の皆様はじめ県市町そして関係団体の皆様のなお一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

結びに皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

私たち障害当事者団体は、日身連と協働し、人権及び平等な機会が保障される共生社会実現のため、一致団結して行動することを宣言、そしてバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策の推進、大規模災害時における支援体制及びネットワーク構築の促進などを要望する決議案が満場一致で承認されました。

【第三部講演】二面及び三面に掲載



一般財団法人
栃木県身体障害者福祉社会連合会
会長 麦倉 仁巳

栃身連

第114号

発行所
一般財団法人
栃木県身体障害者福祉社会連合会
宇都宮市若草1丁目10番6号
とちぎ福祉プラザ2階
発行人 麦倉 仁巳
TEL 028-624-8408
FAX 028-624-8418

と増すことと存じます。
地域福祉が叫ばれて久しくなりますが、共生社会を迎え、障害のある

【第一部式典】



第18回 栃木県身体障害者福祉のつどい

平成25年12月10日
とちぎ福祉プラザ

[第三部講演]

内閣府障害者制度改革担当室長・東俊裕氏を講師に迎え、「障害者制度改革と障害者団体の役割」前小川榮一会長を偲んで、と題した講演が行われました。講演終了後には、小川前会長の「生涯を偲ぶスライド」を上映しました。



障害者権利条約は2001年から議論が始まったが、この議論の度に世界の障害者団体が毎回傍聴団を組んで議論に参加したといつた点が一つの大きな特色だった。「我々抜きに我々のことを決めるな」といった意味の言葉を障害者団体は必ず国連の議論の場の最後の締めの言葉に使つ

た。これまで障害者に関するいろいろな施策はどういうと障害者団体に行政とか専門家とかが話し合つて決めてきた。それは日本だけでなく全世界的な流れだった。しかし、人権と言うのは人から与えられるものではなくて、そもそも生来的に持っているもので、そういうものが何なのか、それはまずは私達の意見を聞いてくれと、そういう思いが今言ったようなスローガンに表れて、世界の障害者が本当にいろんな苦労をしながらニューヨークに集まって議論してきた。その結果、この障害者の権利条約は約8割方は障害者団体の意見が反映されてきたと言わるくらいに画期的な内容だった。これまでの障害者運動を見てみるとみんなで集まって一緒にになって連携し合いながら何かを変えていく、そういう経験がなかつたことを反省して、世界の国々に障害者の意見を届けるには、障害者が意見の対立を越えて、一本化して言つていかなければ結局言いつぱなしで終わる。ということで「我々抜きに我々のことを決めるな」というスローガンを対外的には使うと共に、対内的にはいろんな対立する問題について、いろいろ議論し合いながら意見を一本化し

ていく作業をやつてきた。そうしたことのおかげで障害者権利条約に多くの障害者団体の意見が反映されるという結果になった。障害者の権利条約と zwarても、何も一般の人が持たない人権を改めて特別に作ったというものではない。人権というのは誰にとっても本来は等しいもので、その人権が障害があることによってちゃんと保障されないという現実を正面から変えていくべきで、政府がやるべきこと、国がやるべき義務、そういうものが書かれている。日本でこの条約を批准するには国内の法制度を変えなければならない問題が出てきた。この権利条約については、当事者が多く参加して作られたものであるという点に鑑みて、日本政府もどういった新たな仕組みを作るかという段において、まずは障害者団体の皆さん 의견を聞き、その意見に沿つて制度を改革していくましょうということになり、2009年の12月「障がい者制度改革」が始まつた。それからほぼ4年が経過し、不十分ではあるが大きな課題についてほぼ改革が済んでいる。権利条約の審議が始まつてからその過程の中で、日本においても障害フォーラムの先頭に立たれて、制度改革の中で

まとめ役をしていただいたのが小川会長だった。「障がい者制度改革推進会議」には身体、知的、精神の3障害の関係団体、親の立場、当事者の立場、基本的には障害者のさまざまな種類の方が入つて議論していただいた。そういう大所帯の会議で議論をするとき、議長であった小川会長も大変だったと思う。一回4時間位、多いときには月に4回、毎週やつていた。小川議長は、午前中に打合せをしてから会議に臨むというパターンでやつていたので、たぶんいつも日の昇る前から起きて、東京まで来られていたと思う。そうやってがんばつていただいた。最初のうちはみんなとにかく自分達のことばかりでなかなか意見がまとまらない。それをどうまとめていくか、そういうことにおいてもいろいろ悩まれて苦心されていたと思う。

推進会議を1月から始めて、まず6月に「第一次意見」というものを出した。この「第一次意見」は、障害者が生まれてから亡くなるまでの間、いろんな生活分野において、どういった課題を抱えているのか、それをおおかた拾い上げて、それぞれの問題点について、どう変えるべきだと意見をまとめたものなので、こ

の「第一次意見」を読んでもらうと日本の障害者問題のおおまかなことはわかつていただけるのではないかと思う。この「第一次意見」を受けた政府は、2010年6月「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向について」という閣議決定をした。このには改革の目標が三つあり、一つは障害者基本法の改正、二つめは総合福祉法の制定、三つめが差別禁止法の制定。障害者基本法は6月以降、推進会議では障害者基本法の改正に向けて議論を重ねて、12月には「第二次意見」をまとめた。

障害者基本法は障害とは何なのかといふことにふれていく。要するに、

病気になつて、心身のどいかが本来の機能がなくなつて必要な能力が生まれない。だから他の人と比べて大変な生活を送ってしまうといふことが定義として書かれていた。

障害者はどんなに少ないと言つても社会に必ずいる。必ず障害者がいるにもかかわらず車椅子の障害者が使えないような建物を作る社会にこそ問題があるんじゃないか。障害者の存在を無視した社会のありよう、作りよう、これは物理的な問題だけではない。そういう考え方が権利条約で書かれている。障害だけで大変な

日本での障害者問題のおおまかなことは大変な生活をせざるを得ないんだと思つていいのか、「第一次意見」を受けて政府は、2010年6月「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向について」という閣議決定をした。このには改革の目標が三つあり、一つは障害者基本法の改正、二つめは総合福祉法の制定、三つめが差別禁止法の制定。障害者基本法は6月以降、推進会議では障害者基本法の改正に向けて議論を重ねて、12月には「第二次意見」をまとめた。

障害者基本法は障害とは何なのかといふことにふれていく。要するに、病気になつて、心身のどいかが本来の機能がなくなつて必要な能力が生まれない。だから他の人と比べて大変な生活を送ってしまうといふことが定義として書かれていた。障害者はどんなに少ないと言つても社会に必ずいる。必ず障害者がいるにもかかわらず車椅子の障害者が使えないような建物を作る社会にこそ問題があるんじゃないか。障害者の存在を無視した社会のありよう、作りよう、これは物理的な問題だけではない。そういう考え方が権利条約で書かれている。障害だけで大変な

思いをするのではなくて、障害と社会的障壁があることによつて障害者は大変な生活をせざるを得ないんだといふことに定義を変えた。

大きな社会的障壁として何があるかといふと差別の問題がある。これをなくしていくためには差別禁止法を作ることが大きな課題だった。2010年の11月に差別禁止部会を立ち上げて通算25回議論して意見書がまとまり、2013年6月に法案として成立し、3つの課題をいろいろ問題を抱えつつも変えたということでお権利条約が批准できる状況になつた。そして12月には参議院でも批准を承諾していただき、障がい者制度改革の大きな目的、権利条約の批准という目的はこれで一応の達成は見えたかなといつていろである。

差別禁止に関して、日本ではこういった法律を作るのはとても難しいと昔から言つてきたがよくよく調べてみると、日本のいちばん最初の身体障害者福祉法には「差別禁止」という言葉が本来は入つていた。しかし日本の風土というか、差別といふことではなくて「思ひやり福祉」ということだ。そういう問題を解決していくと、そういう当時の考え方が強くなつて、もともと書じてあった「差

別禁止」がなくなつた。障害者に対する差別は悪いとみんな思つていて。でも自分の日々の行動が障害者を差別しているのか差別していないのか、何が差別なのか、何が必要な合理的配慮なのか判断基準といつもの誰も持つていない。障害のある人もない人も共通理解できるようなそういう差別の定義を用意して国民に提示するといつたことがなければ差別つてなくならない。もちろん法律ができたから完全になくなるものでもないが、多くの人にわかれは心のバリアというものが少しずつなくなると思う。今、9つの地方自治体で差別禁止条例を作り、身近なところから相談できて、解決できる仕組みというものができている。今後も多くの団体で制定に向けて運動を進めようとしている。できればこの栄木でもそういったことをみなさんで検討していただければなと思っています。

最後に、小川さんへの感謝の気持ちを。小川さんは、推進会議ではいろんな団体の思いを汲みあげる役目を果たしてくれた。司会進行は副議長に任せて、とにかくみんなが好きなようにやれど、責任は俺が取る、といったような懐の深いやり方でやつていただじた。いろんな障害団体

からなる「日本障害フォーラム」では、この議長もされていた。ある意味曰身連が音頭を取つていただけで、さつていただじて本当に偉大な方だつたなと思っている。だから決して身連だけの小川さんではなく全国団体の小川さんという、そういう側面も持つていただじて本当に感謝している。そういう小川さんの意思に少しでも報いるように私としても多くのところに出かけて行って、一緒にやりましょうと声をかけさせていただじて。

これまで差別を受けても自分の心中に秘めて、我慢していた、そういう状況から、やはり差別といふものはよくないんだということを周囲に説得してえていくということがないと他人任せでは地域は変わらない。障害者は僕たちだけの世代で終わる話ではない。次の世代にどういう社会を繋げていくのか、そういうことも考えると自分たちがもうこれぐらいでいいだろうではなくて、僕たちが思春期の多感な頃に味わつた嫌な思い、そういうものを次の世代にさせないように頑張つていいく責任があるんだろうと思ってじる。

JRジパング俱楽部特別会員

身体障害者手帳により購入できる乗車券以外の急行券や特急券が2~3割引で購入できる制度です

| | |
|------|---|
| 加入資格 | 身体障害者手帳をお持ちの方 男性60歳以上、女性55歳以上 |
| 年会費 | 1,300円 |
| 会員特典 | <ul style="list-style-type: none"> ● JRの鉄道・航路を片道、往復または連續で201キロ以上利用の場合に使用できます。身体障害者手帳により購入できる普通乗車券以外の特急券、急行券、グリーン券、座席指定券などが2~3割引で購入できます。201キロ以上の乗車券を購入または所持の場合は特急・急行乗車距離に関係なく割引になります。 ● 第1種身体障害者の介護者のみ同様の割引が受けられます。 ● 割引が適用されない期間や切符類がありますのでご注意ください。 ● 割引の利用は1年間で20回まで。割引率は、入会した初年度は、3回まで2割引、4回~20回は3割引、引き続き会員になりますと2年目からは20回とも3割引になります。 |
| 新規申込 | 入会申込書と身体障害者手帳のコピーは郵送、年会費は銀行振込でお願いしています。詳細はお問い合わせください。 |
| 更新申込 | お手続きは年会費のお振込みとなります。 |

申し込み・問合せ先

栃木県身体障害者福祉会連合会
(TEL) 028-624-8408 (FAX) 028-624-8418

栃身連賛助会員

栃身連の活動を支えてくださる「賛助会員」を随時募集しています。

一口以上でご協力ををお願いいたします。

●個人会員年会費

- 一口 2,400円（各市町身体障害者福祉会会員）
- 一口 3,000円（福祉会未入会者）

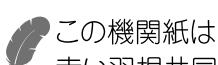
●団体会員年会費

- 一口 10,000円

賛助会員には「日身連会報」及び「栃身連会報」、その他関連情報をお届けします。

申し込み・問合せ先

栃木県身体障害者福祉会連合会
(TEL) 028-624-8408 (FAX) 028-624-8418

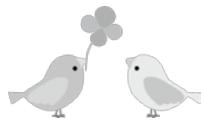


この機関紙は
赤い羽根共同募金配分金により発行しています

結婚を希望される登録者募集

障害者の方が広く結婚の機会を得られるよう結婚の登録者を募集しています。

費用は無料、相談日は週に3日ですが、どうぞお気軽にご相談ください。



[対象] 県内に在住し結婚を希望する方

[年齢] 20歳から60歳くらいまで

[その他] 女性の登録者が少ないため、女性の方を歓迎します。栃木県内及び関東各県での交流会にも参加することができます。

登録に必要なものは、申込書2枚、写真2枚、住民票又は戸籍謄本です

申し込み・問合せ先

栃木県身体障害者総合相談所
宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ2階
栃木県身体障害者団体連絡協議会内
(TEL・FAX) 028-623-6353

※相談日時は毎週水・土・日曜日 午前10時~午後3時
(但し、毎月第1日曜日と年末年始・祝日は休み)

リメイク缶作りの参加者募集

ゴミ入れにしたり小物を入れたりするのにちょうどよい大きさの空き缶に布やテープを貼りつけて作りましょう。材料などは全て当会にてご用意いたしますので、ご持参いただくものは特にありません。お説明合わせの上どうぞご参加ください。

[実施日時] 2月3日(月) 午後1時~4時
上記時間内においでください。

[場所] とちぎ福祉プラザ2階 201会議室
[参加費] 300円

申し込み・問合せ先

栃木県身体障害者福祉会連合会
(TEL) 028-624-8408 (FAX) 028-624-8418

さくら市身体障害者福祉会の
金子豊一会長が平成二十五年
十一月二十八日に逝去されました。
金子会長は平成十九年に栃身
連評議員に就任、平成二十三年
からは理事としてご尽力を賜り
ました。
故人のご功績を偲び、謹んで
ご冥福をお祈り申し上げます。

計 報